

**行政改革の取り組みと今後の課題
(富山県集中改革プラン)**

平成18年7月

富 山 県

目 次

はじめに	1
1 事務事業の再編・整理、廃止・統合	2
2 民間委託等の推進	4
3 定員管理の適正化	10
4 給与の適正化	12
5 市町村への権限移譲	14
6 出先機関の見直し	15
7 外郭団体の見直し	18
8 地方公営企業の見直し	22
9 中央病院の見直し	27

はじめに

本県の財政は、平成16年度に行われた国の地方交付税等の大幅な削減、公債費や福祉・医療などの義務的経費の増大等により、平成17年度の財源不足額が平成16年11月時点で約400億円に達すると見込まれたところである。

また、18年度においても財源不足額が約310億円と見込まれ、歳出削減や自主財源の確保によってその圧縮に努めたところであるが、最終的に職員給与の臨時の削減措置の継続や行政改革推進債を含む県債の増発、財政調整基金等の取崩しによって財源を調達した、いわゆる構造的な財源不足額は180億円にも達する状況となっている。

こうした状況に対処するため、本県では平成17年度を「財政再建元年」と位置づけ、徹底した歳出の削減と歳入の確保に取り組んでいるところである。

また、県行財政の聖域なき見直し、改革を推進し、早期に財政の健全化を実現するため、平成17年4月に有識者や県内各界の代表からなる「富山県行政改革推進会議」（以下「行革推進会議」という。）を設置したところである。

行革推進会議では、組織機構、公の施設、事務事業、補助金、外郭団体などの行政改革の重要な課題について総点検し、根本的な見直しを行い、実効性のある行政改革について提言を行うこととしており、平成17年度には公の施設と外郭団体についての見直し・点検がほぼ終了し、昨年9月には緊急提言、本年1月には第一次提言としてとりまとめ、県に提出されたところである。

県としては、この2つの提言を最大限尊重することとし、関係機関・団体等と鋭意協議を行い、調整が調ったものについては、平成18年2月20日に「平成18年度に実施する主な行政改革」の中で公表したところであり、その他の項目についても引き続き協議・検討を進めることとしている。

県では今後とも、行革推進会議からの提言もふまえて、徹底した行政改革を推進することとしているが、その際には県民の皆さんに行政改革の必要性や個別の課題についての見直しの理由などを説明し、十分理解を得て進める必要があると考えている。

そのため、今般、行政改革の課題ごとに、基本的な考え方やこれまでの取り組み状況、さらには今後の取り組みについてとりまとめ、「行政改革の取組み状況と今後の課題」（富山県集中改革プラン）として、公表することとしたものである。

今後とも、行政改革の取り組み状況などについて様々な機会や媒体を通じて積極的に情報提供していくこととしており、県民の皆さんには、行政改革に関心を持って議論いただき、いろいろなご意見を寄せさせていただくことを期待している。

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 基本的な考え方

今後、限られた財源の中で、多様な県民ニーズに的確に応えていくためには、県の担うべき役割を念頭において、県が実施している事務事業について、その必要性やあり方を根本的に見直すことが必要である。

これまでの経緯にとらわれることなく、各施策や事業の効果、必要性等を点検・分析して、すべての事業を根底から見直し、事業の再編・整理、廃止・統合を進める。

(2) これまでの取組み状況

本県では、毎年度、事務事業を見直すため、政策評価や予算編成などを通じて県が実施している全事務事業（約2,400事業）について、必要性、実施主体の妥当性、効率性、公平性の視点で点検を行っている。

（これまでの実績）

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
見直した件数（件）	419	519	501	565	961
節減した額（百万円）	1,457	1,790	1,861	3,162	4,981

(3) 今後の取組み

①事務事業の見直し

「民間で実施できることは民間で」という基本原則の下、次の手順で見直しを進める。

ア 事業の必要性の検証

社会経済情勢の変化、県民ニーズの低下等により、事務事業の必要性が薄れているものは廃止を検討する。

イ 行政が行うべきか

これまで県が行ってきた各種サービスについて、民間で供給できるものは民間への移譲を検討する。

ウ 県が事業主体として適当か

行政が行うべきもののうち、地方が担うべきものであるか検討する。また、地方が担うべきものでも、より住民に身近な市町村が担うことが望ましいものは市町村に委ねる。

エ 民間委託に適した業務ではないか

県が担うべきものであっても、県民、NPO及び民間企業などの民間活力を活かし、効果的・効率的なサービスを提供できるものについては民間委託を推進する。

②政策評価の活用

政策評価を、施策や事業の実施によって県民生活にどのような成果がもたらされたのか、「成果指標」も活用しながら評価するように見直しを行い、政策目的の達成状況を客観的に検証することとする。

また、個々の事業について政策目標に照らして事業の必要性や有効性をチェックし、政策評価による検証結果を基に、施策や事業の改善を図り、政策目標の着実な達成に向けて予算に反映させていく。

③県単独補助金の見直し

県単独補助金については、平成18年度当初予算において、25年ぶりに大幅な見直しを実施したところであり、今後とも、次の視点から見直しを進める。

○見直しの視点

- ・ 「事業効果を明確に立証できない補助金」、「実績が著しく少ない補助金」、「必ずしも補助金がなくても政策目的が達成される補助金」については、原則として廃止する。
- ・ 「一部の地域や市町村を対象とした補助金」や、「地域住民やNPO、市町村等の主体的取組が期待される事業に対する補助金」については、県が果たすべき役割をふまえ、要否を十分に検討する。
- ・ 「他県の類似補助金に比して過大な補助金」や、「基準財政需要額に比して過大な補助金」については、合理的な理由がある場合を除いて、他県等と同等の水準まで縮減する。
- ・ 「目的・対象等が類似する補助金」については、統合又は規模の見直しを行う。
- ・ 「個人の財政支援等を目的とする補助金」については、支援対象の範囲を限定することや、対象者が合理的な範囲で負担を担う仕組みを導入する。

2 民間委託等の推進

(1) 民間委託の推進

① 基本的な考え方

「民間で実施できることは民間に委ねる」という考え方を基本に、県が担うべき事務事業であっても、県民、NPO及び民間企業などの民間活力を活かし、効果的・効率的なサービスを提供することができるものについては、積極的に民間委託を推進する。

② これまでの取組み状況

平成16年3月に策定した「民間委託等推進ガイドライン」に基づき、民間委託等が可能な分野から、順次民間委託等を進めている。

(平成17年度末時点の委託状況)

事務事業の種類	全部委託	一部委託	全部直営
本庁舎清掃	○		
本庁舎夜間警備	○		
案内・受付	○(嘱託)		
電話交換		○	
公用車運転		○	
学校給食		○	
学校用務員事務		○(一部嘱託)	
道路維持補修・清掃等		○	
情報処理・庁内情報システム維持		○	
ホームページ作成・運営		○	
調査・集計		○	
総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)			○

③ 今後の取組み

- 「民間委託等推進ガイドライン」に基づき、毎年実施している政策評価や事務事業の見直し等を通じて、新たな民間委託の可能性について絶えず点検を行う。
- 総務関係事務や複数の組織にまたがる共通の事務については、集約化及びシステム化を進め、定型的業務については派遣職員の活用も検討する。
- PFI手法の活用については、平成15年3月に策定した「富山県PFIガイドライン」において、基本的な考え方や推進体制、導入に係る手順等を示すとともに、県におけるPFIを総合的に調整・推進するため、関係各課の長からなる「PFI推進会議」を設置している。

今後は、このガイドラインに基づき、PFIの活用が見込まれる事業については、導入を積極的に検討し、より良い県民サービスの提供や効率的な事業の執行を図る。

「民間委託等推進ガイドライン」抜粋

(民間委託の新たな検討視点)

- ・ 公権力の行使に係る事務でも、その範囲を明確にすることにより、公権力の行使に直接関係しない付随する定型的な事務事業などについては、関係法令に抵触しない範囲で民間委託できないか検討を行います。
- ・ 公平性・公正性の確保、個人情報等の保護のため、委託困難とされてきたものについても、委託契約等の中で責任を明確にし、委託できないか検討します。

(国の規制改革の動向をふまえた検討)

法的規制のため委託が困難なものについても、現在、国において進められている規制改革によって委託が可能となることも考えられることから、国の動向に十分留意しながら、可能なものから順次検討を進めるものとします。

(ボランティア団体・NPOとの協働)

ボランティア・NPOのきめ細かな専門的・先駆的な取組や団体間のネットワークなどを活用した方が、効果的・効率的に目標を達成でき、県民サービスの向上が見込まれる事務事業については、県民との協働の観点から、ボランティア・NPOなどへの委託を積極的に推進するものとします。なお、委託にあたっては、「富山県ボランティア・NPO協働ガイドライン」に基づき、①県とボランティア・NPO相互が、自立性・自主性を保ち、特性を十分認識し、尊重しあうこと、②県とボランティア・NPOとは対等な関係であること等に十分留意する必要があります。

(2) 公の施設の見直しと指定管理者制度の導入について

① 基本的な考え方

教育・文化施設、スポーツ・公園施設など県が設置している「公の施設」は、県民に直接様々なサービスを提供して、県民福祉の増進に寄与している。

しかし、これらの施設の管理運営には、少なからずコストを要するものであることから、県民ニーズや県の果たす役割分担の変化に併せて、施設の必要性や管理のあり方を見直す必要がある。

行革推進会議の緊急提言及び第一次提言の内容をふまえ、利用率がピーク時より極端に低下している施設や、他の施設で代替が可能であり、県の施設として存続する意義に乏しい施設等については廃止を検討するほか、存続する施設についても規模・機能等の見直しに取り組む。

また、公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が創設され、民間事業者等の知恵、ノウハウを活用できるようになったこ

とから、同制度の積極的な導入を図る。

② 見直しに向けた取組み

ア 緊急提言への対応

廃止の提言があった施設（3）

施設名	今後の取り組み
県営スキー場、山野運動広場、	平成18年3月末で廃止
青年の山研修館	

なお、県立社会福祉施設のあり方懇談会から県立社会福祉施設9施設の今後のあり方について報告（平成17年8月）があり、行革推進会議の緊急提言でも、あり方懇談会の趣旨を尊重し、対応すべきとされたところであり、このうち、速やかに民間移管すべきとされた「流杉老人ホーム」については、平成19年4月の移管に向けて取り組む。また、速やかに民間移管または高岡市へ移管することも選択肢とされた「長生寮」については、高岡市と調整のうえ、民間移管に向けて取り組む。

イ 第一次提言への対応

（ア）廃止の提言があった施設（11）

施設名	今後の取り組み
ITセンター（情報工房）、木材利用普及センター、国際交流センター	平成19年度末を目途に廃止
青少年の家、少年自然の家 (現有5施設のうち3施設を廃止)	廃止する3施設については、行革推進会議での検討結果を待って決定
ゴルフ練習場、県営高岡駐車場、 県営富山駐車場、櫻平ピジターセンター、 大境ピジターセンター	廃止時期等について引き続き検討

（イ）規模縮小・廃止の提言のあった施設（1）

施設名	今後の取り組み
花総合センター	当面、機能や規模の縮小を検討するとともに、施設の廃止も含めて関係機関と協議、検討

（ウ）市町村移管の提言のあった施設（1）

施設名	今後の取り組み
とやま・ふくおか家族旅行村	平成18年4月に高岡市へ移管

(工) 民間等への移譲の提言のあった施設（2）

施設名	今後の取り組み
健康増進センター 県営富山中央駐車場	譲渡の課題や条件等について引き続き検討

(才) 規模・機能等の検討の提言のあった施設（16）

施設名	今後の取り組み
公文書館	県立図書館と総務部門を統合し、職員数を削減（平成18年度から）
生涯学習カレッジ（4）	運営体制の見直しによる職員数の削減、テレビ放送講座の廃止など事業内容の見直し（いずれも平成18年度から）
国際健康プラザ、太閤山ランド、総合運動公園、立山山麓家族旅行村、中央植物園、県営住宅	指定管理者制度の導入に際し、業務を見直し経費を節減（平成18年度から）
保育専門学院	保育士の需給状況に応じた定員縮小等について検討
技術専門学院、職業能力開発センター（3）	県職業能力開発審議会で、訓練科目、組織機能の見直しを検討（平成19年4月実施予定）

【富山県行政改革推進会議から提言された公の施設の見直しの視点】

1 廃止または民間への移譲

- ア 先導的役割を果たすなどのため県が設置したが、民間等によるサービスが定着した施設は、廃止または移譲を検討する。
- イ 民間などが提供している類似のサービスで代替が可能な施設については、廃止を検討する。
- ウ 民間などで実施可能なサービスを提供している施設については、施設を廃止し、民間への譲渡を検討する。
- エ 他の県有施設や事業でその機能を代替することが可能な施設については、廃止を検討する。
- オ 老朽化し、利用率が低い施設については、廃止を検討する。
- カ 利用率が低いなど県民ニーズと乖離しており、引き続き公の施設として存続させるとが適当でない施設は、廃止または移譲等を検討する。

2 規模・機能の縮小、運営方法改善

- ア 県民ニーズの変化や管理に要する経費が多額等のため、管理のあり方について再検討すべき施設については、施設の数、規模、機能の縮減及び運営方法の改善を検討する。
- イ 施設の運営にボランティア・NPOなどの県民の主体的な参画が得られる施設につい

ては、行政と民間との役割分担を見直し、運営方法の改善を検討する。

3 市町村へ移管

公の施設として引き続き存続が必要な施設のうち、市町村との役割分担の観点から、次の施設については市町村への移管を検討する。

- ア 市町村で類似施設が設置されている施設で、地元市町村が自ら管理運営を行うか、既存の市町村立施設と一体的な活用を図った方が住民サービスの向上に資するもの。
- イ 利用者の大半が当該施設の立地市町村の住民であることや当該施設の設置が特定の市町村のメリットにつながることから、広域的自治体である県として設置する意義が薄れているもの。
- ウ 施設の規模や提供するサービスの内容などから、市町村で運営することが適当であるもの。

③ 指定管理者制度の導入

ア 制度導入方針

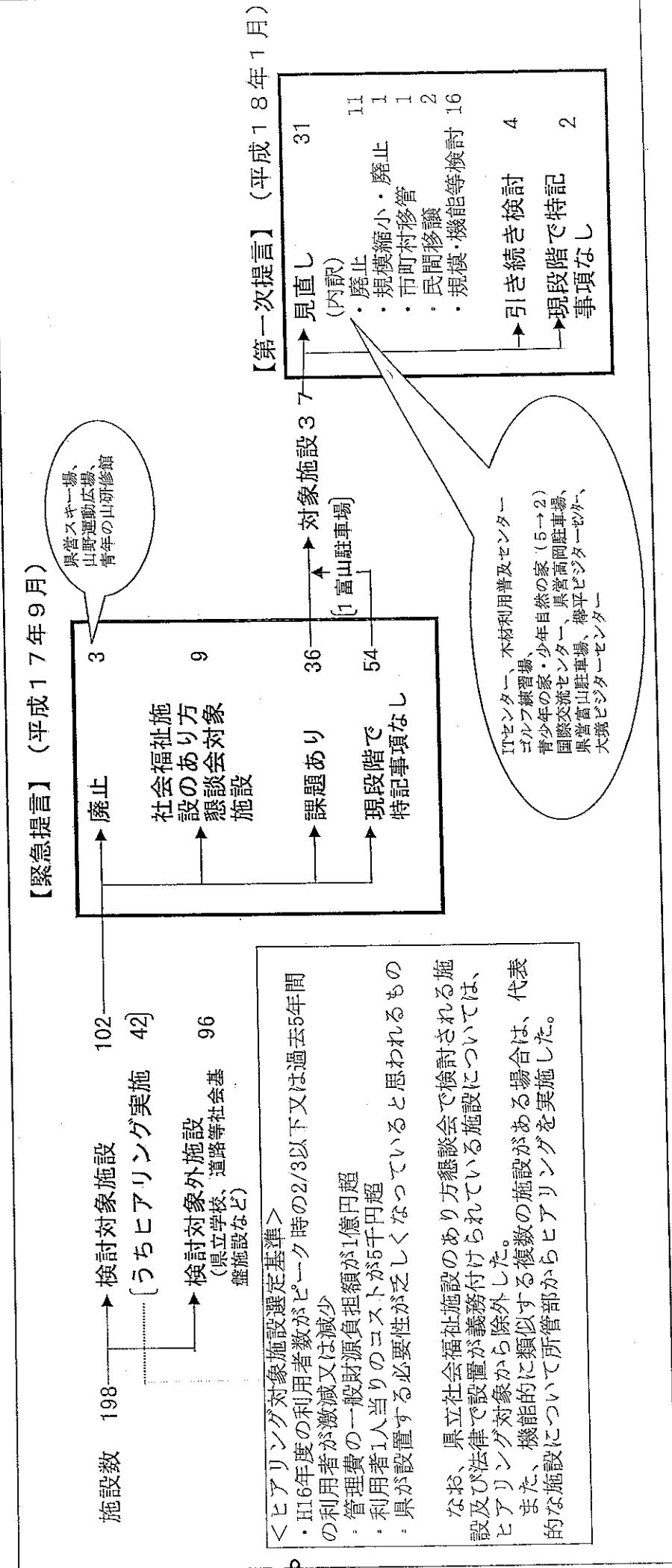
- ・ 管理委託している公の施設については、原則として平成18年4月から指定管理者制度を導入する。
- ・ 県が直接管理している公の施設については、個別法令等の規定で施設管理者について制限があるものを除いて、その設置目的や性質、管理運営状況等から、県が管理主体である必要性と指定管理者制度導入による効果等の観点から総合的に判断し、制度導入が適当な施設については、今後順次導入する。
- ・ 指定管理者の選定に当たっては原則として公募によることとする。

イ 制度導入状況

指定管理者制度導入施設 65施設

- ・ 管理委託から指定管理者制度に移行 63施設
- ・ 直営から指定管理者制度に移行 1施設
- ・ 新たに設置した施設 1施設 (H17.11 供用開始時より制度導入)

富山県行政改革推進会議での公の施設の検討状況



3 定員管理の適正化

(1) 基本的な考え方

- ・ 県を取り巻く極めて厳しい行財政環境をふまえ、平成17年2月に策定した定員適正化計画及びこの「富山県集中改革プラン」に基づき定員の適正化に努め、引き続き、簡素で効率的な行政運営に徹することとする。
- ・ 総定員の見直しは、社会経済情勢の変化を的確に踏まえ、県行政のあり方を積極的に総点検し、適正な定員管理を行うことが基本であり、組織の統廃合、事務事業の見直し、民間委託の推進などの取組みを積極的に進めることとする。

(2) これまでの取り組み状況

- ・ 平成12年3月に策定した前回の定員適正化計画に基づき、平成12年度からの5年間で、一般行政部門の職員数4,479人の5%、224人の削減を目標として定員の適正化に努めた結果、320人(7.1%)の削減を行った。
- ・ その他の部門においても、警察官を除き、一般行政部門に準じて職員数の抑制に努め、全職員数では1,002人、5.6%の削減を達成した。

※ 県職員数の推移 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成11年	平成16年	増減数	率(%)
一般行政部門	4,479	4,159	△320	△7.1
特別行政部門	12,256	11,633	△623	△5.1
教育部門	10,089	9,429	△660	△6.5
警察部門	2,167	2,204	+37	+1.7
公営企業等	1,107	1,048	△59	△5.3
合 計	17,842	16,840	△1,002	△5.6

前回定員適正化計画

(3) 総定員の見直し

- ・ 一般行政部門については、平成17年2月に策定した定員適正化計画（平成16年度の職員数4,159人を基準として、平成21年度までの5年間に、10%、▲416人を削減）をふまえ、一層の職員数の適正化に努める。
- ・ 教育・警察など特別行政分野や公営企業等においては、法令等による職員配置基準に留意しながら、一般行政部門における削減の考え方を参考に定員の適正化に努める。
- ・ 県全体として、積極的な定員管理に努め、総定員の5.2%の削減を目標として取組みを進める。
- ・ なお、実施にあたっては、退職不補充等の方法によることとする。

※ 県職員数の数値目標

(各年4月1日現在、単位：人)

	平成17年 (基準)	平成22年 (目標)	増減数	率(%)
一般行政部門	4,080	3,658	△422	△10.3
特別行政部門	11,590	11,226	△364	△3.3
教育部門	9,396	8,991	△405	△4.3
教 員	8,073	7,882	△191	△2.4
その他	1,323	1,109	△214	△16.2
警察部門	2,194	2,235	+41	+1.9
警察官	1,847	1,905	+58	+3.1
その他	347	330	△17	△4.9
公営企業等	1,031	956	△75	△7.3
合 計	16,701	15,840	△861	△5.2

注： 警察部門については、平成17年4月1日現在で、警察官38名、その他3名、計41名の欠員があり、この欠員補充の影響を除けば、警察官+20名、その他△20名で、警察部門としては増減なしとなる。

なお、平成19年度以降の警察官の目標については、今後、政令改正等により、変動する場合がある。

- この総定員の見直しによる効果額は、約63億円（平年度ベース）と見込まれる。

4 給与の適正化

(1) 基本的な考え方

職員給与については、税により賄われていることから、何よりも県民の理解と納得が得られるよう、適正な給与制度の運用に努めていくことが大切であり、これまでと同様、人事委員会勧告を尊重し、国、他県、民間の給与水準との均衡を考慮するとともに、国等に準じて給与制度の見直しを図ることとする。

また、厳しい財政状況の下、平成17年4月から3年間、臨時的に特別職及び一般職の給料の減額措置を実施する。

今後、職務・職責を重視し、勤務実績をより的確に反映する給与制度への見直しを行い、職員に対する適切な待遇や士気の確保を図りつつ、能率的な人事管理を推進する。

特殊勤務手当等は、手当の趣旨をふまえ、適時適切に見直しを行ってきており、今後とも、必要性が薄れたものを廃止するとともに、支給水準、支給方法等について国や他の都道府県、民間の状況に照らして見直しを進める。

(2) これまでの取組み状況

① 退職手当の支給率の見直し

- ・ 退職金の官民格差を解消するため、国に準じ、勤続20年以上の退職者について、支給率の見直しを実施し(平成15年9月施行)、最高支給率については平成15年度の退職時給料の62.7倍から平成17年1月には59.28倍に引き下げた。
(△5.5%)

② 特殊勤務手当等の見直し

- ・ 特殊勤務手当の趣旨に鑑み、国や他の都道府県の状況に照らしながら適宜見直しを実施した。(税務手当の日額化、ダム管理手当の廃止等)

③ 技能労務職の給与の見直し

- ・ 国や県内民間企業の技能労務職の給料水準を勘案のうえ、標準昇給モデル上の最終給料月額を約10%引き下げる給料表の改定を実施した。(平成16年4月)

④ 職員等の給料の臨時の減額措置

- ・ 期間 平成17年4月～平成20年3月
- ・ 削減率 知事△10%、副知事等△7%、管理職△5%、一般職員△3%

⑤ その他

- ・ 国に準じ勤続20年以上の職員の退職時特別昇給1号を廃止した。(平成16年6月)

(3) 今後の取組み

平成18年度から次のとおり取り組む。

① 給与構造の抜本的な見直し(効果額 平年度ベース約△47億円)

- ・ 給料表の水準を引き下げる。(行政職で平均△5.83%)
- ・ 給与カーブをフラット化する。

- ・勤務成績に応じたきめ細やかな昇給ができるよう、現行の1号給を4分割する。
- ・最高号給を超える枠外昇給制度を廃止する。

② 勤務実績の給与への反映

- ・特別昇給と普通昇給を統合し、昇給の区分を5段階設け、勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入する。
- ・55歳以上の昇給幅について通常の職員の半分程度に抑制する。

③ 退職手当の支給率の見直し

- ・国に準じ、職員の在職期間中の公務への貢献度をより的確に反映させるため、退職手当制度の見直しを実施する。

④ 特殊勤務手当等の見直し（効果額 約△1億4千万円）

- ア　すべての手当について、必要性、支給水準、支給方法、支給対象業務及び支給対象職員の観点から再検討し、4手当（一部廃止を含む）について廃止するとともに、13手当について支給水準等を見直す。

イ　農林漁業普及指導手当について、定額化により支給水準を引き下げる。

5 市町村への権限移譲

(1) 基本的な考え方

地方分権型社会においては、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、「自己決定、自己責任の原則」のもと、地域の実情に即した行政サービスの提供や地域づくりを行うことが求められている。

また、全国的に市町村合併が進むなか、本県においても合併に伴う市町村の再編が行われ、行政区域の拡大や行財政基盤の充実など市町村の機能は大きく変わろうとしている。

こうした状況をふまえ、現在、県が行っている事務のうち、市町村が行うことで、より効率的かつ住民の満足度を高めていくことができるものについては、市町村の意向に基づき事務処理の権限を移譲する。

(2) これまでの取組み状況

「富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」及び「富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」を定め、平成18年4月1日現在で、79法令（条例等を含む。）923の事務について、市町村に権限を移譲している。

(3) 今後の取組み

住民ニーズが多様化していることや市町村の規模や行財政基盤も一様ではないため、全ての市町村に、一律かつ同一時期から権限を移譲することは現実ではないことから、毎年度、市町村に対し、権限の移譲を希望する事務に関する調査を行い、意欲のある市町村からの申し出に基づいて権限の移譲を行うとともに、県においても積極的に移譲を検討すべき事務の基準を設定し、権限の移譲を推進する。

平成18年度に移譲した事務（6法律61事務）

- (1) 浄化槽法（水質検査の結果報告、廃止届の受理等【高岡市】）
- (2) 老人福祉法（老人居宅生活支援事業に係る届出の受理等【各市町村（富山市を除く）】）
- (3) 介護保険法（介護予防サービス事業者の指定等【富山市】）
- (4) 土地区画整理法（事業報告書等の提出の受理【高岡市】）
- (5) 動物愛護管理法（動物取扱業の登録等【富山市】）
- (6) ハートビル法（特定建築物認定申請書等の経由【各市町村（富山市及び高岡市を除く）】）

6 出先機関の見直し

(1) 基本的な考え方

組織は、簡素・効率化に努めるとともに、県民生活を取巻く時代の変化に即応し、県民ニーズに対応できる行政サービスを効果的に提供できるよう、不断の見直しが必要である。

出先機関については、市町村合併の動向や道路網、通信情報網の発達、事務事業量の変化等に応じ、積極的に統廃合を行ってきており、平成18年4月1日現在の知事部局の出先機関数は103と、行政改革大綱を制定した平成7年度の出先機関数137に比べ、34減となっている。

知事部局の出先機関の状況

部局名	出先機関	主な出先機関
知事政策室	2	消防学校、国際交流センター
経営管理部	5	職員研修所、県立大学、東京事務所、総合県税事務所
生活環境部	13	消費生活センター、県民共生センター、環境科学センター
厚生部	34	厚生センター(4)、児童相談所(2)、福祉施設(11)、青少年の家(3)、中央病院、衛生研究所、薬事研究所、総合衛生学院、食肉検査所
商工労働部	10	大阪事務所、名古屋事務所、工業技術センター、職業能力開発センター(3)、技術専門学院、計量検定所
農林水産部	19	農地林務事務所(4)、農業技術センター、畜産保健衛生所(2)、農業普及指導センター(4)、食品研究所、林業技術センター、ダム管理事務所、水産試験場
土木部	16	土木センター(4)、ダム管理事務所(7)、港事務所(3)、空港管理事務所
出納事務局	4	出納室(4)
計	103	

出先機関の数(性質別)

区分	数	主な出先機関
公の施設	48	県民会館、流杉老人ホーム、青少年の家
行政機関	26	総合県税事務所、厚生センター、農地林務事務所、農業普及指導センター、土木センター
試験研究機関	10	工業技術センター、農業技術センター、薬事研究所
その他	19	職員研修所、東京事務所、ダム管理事務所

(2) これまでの取組み状況

これまで、「4つの広域圏(新川、富山、高岡・射水、砺波)ごとに1事務所」を原則に、出先機関の統合を進めてきた。

①厚生センター

平成10年に9保健所を4保健所5支所に再編(平成17年4月に1支所廃止)した。

平成14年に4保健所と3社会福祉事務所を統合し4厚生センターに再編した。

②農業普及指導センター

平成8年に11センターを4センター3支所に再編し、以降、順次支所を廃止した。

③土木センター

平成14年に8土木事務所を4土木センター4土木事務所（支所）に再編した。

④県税事務所

平成17年10月に4つの県税事務所を1つに統合し、総合県税事務所を設置した。

このほか、教育委員会において、平成18年4月に4教育事務所を2教育事務所に統合し、また、県警察本部でも警察署の見直しを進め、管轄区域の見直しと併せ、従来の17署体制を平成18年4月に15署体制に再編した。

（3）今後の取組み

行革推進会議では、今後、県内に複数設置されている大規模出先機関（厚生センター、農地林務事務所、農業普及指導センター、土木センターなど）や試験研究機関について、次の視点から検討が進められることとなっており、その検討結果をふまえて、そのあり方を見直す。

○大規模出先機関の見直しの視点

- ・道路交通網の整備による時間距離の短縮
- ・市町村合併により、所管区域が単独市町村となった出先機関の支所のあり方
- ・公共事業の規模がピーク時の半分程度となっている農林、土木関係の出先機関のあり方
- ・IT化による電子申請、電子入札等の拡大による効果
- ・出先機関の集約による機能強化の可能性

○試験研究機関の見直しの視点

- ・県立試験研究機関としての設置意義に即した役割・機能
- ・大学、国、民間の試験研究機関との連携強化による県の役割分担の明確化
- ・県民や企業等のニーズに直結した普及指導、試験研究への重点化
- ・研究成果等が県民にわかりやすく利用しやすい体制の構築
- ・地方独立行政法人化の検討

主な出先機関の設置状況 (H18. 4. 1)

◎は事務所所在地 (○は支所)

市町村名	県民新世紀 計画で示さ れている圏域	総合 県税 事務所	厚生 センター	農業普及 指導 センター	農地 林務 事務所	土木 センター	教育 事務所
朝日町	新川	○魚津相談室	新川	新川	魚津	入善土木	東部
入善町			○	○	○	○新川	
黒部市			○	○	○	立山土木	
魚津市			○	○	○	注1 ○富山	
滑川市	富山	○白鷹相談室	○中部	富山	富山	立山土木	○西 部
上市町			○	○	○	○	
立山町			○	○	○	○	
舟橋村			富山市保健 所が所管	○	○	○	
富山市	射水・高岡	○高岡相談室	○射水所	高岡	高岡	高岡	○西 部
射水市			○	○	○	○	
高岡市			○高岡	○	○	○	
氷見市			○	○	○	○	
小矢部市	砺波	○砺波相談室	○小矢部支所	○	○	○	○西 部
砺波市			○	○	○	○	
南砺市			○	○	○	○	

注1 富山市のうち、水橋地区については立山土木事務所が所管

7 外郭団体の見直し

(1) 基本的な考え方

多種多様な県民ニーズに対応するため、県が担うべき行政分野を補完、分担してきた外郭団体については、これまでも、社会経済情勢の変化等をふまえつつ、その設立目的、業務内容、活動の実態、運営状況等について検討を行い、団体の統廃合、業務執行の効率化などに取り組んできたところである。

今後とも、行革推進会議からの提言をふまえ、設立目的を達成した団体の廃止を行うほか、意義が低下した事業の廃止、経営の改善などに取り組む。

(2) 外郭団体数の推移

○50%以上出資団体

(各年度4月1日現在)

4~6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
43	42	41	42	42	42	42	37	35	31	30	29	29

○25%以上50%未満出資団体

4~6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
14	15	14	16	16	16	17	16	18	17	17	17	16

(3) 見直しに向けた取り組み

①緊急提言への対応

事業の廃止の提言のあった団体の事業（1）

団体の事業名	取り組み内容
(財) とやま国際センターTIC日本語学校	平成18年3月末で廃止

②第一次提言への対応

ア 団体の廃止の提言のあった団体（3）

団体名	取り組み内容
(財) 富山県いきいき長寿財団	必要な事業について、類似業務を行っている社会福祉関係団体に移管することとし、平成18年度末を目途に廃止
立山山麓レクリエーション開発（株）	平成17年度末で解散
(財) 富山県福祉事業団	青少年の家及び少年自然の家の5施設のうち、廃止の3施設を決定した段階で、財団の存廃について決定

イ 経営改善や事業の見直しの提言のあった団体（18）

(ア) 平成18年度から見直しを行う団体と取組み内容（10）

団体名	取組み内容
(財) 富山県文化振興財団	・県民会館学園事業（自主事業）の廃止
(財) とやま国際センター	・国際交流奨学金事業の規模縮小
(財) とやま環境財団	・ごみゼロ実践活動支援事業等の廃止
(財) 環日本海環境協力センター	・環日本海海洋環境ウォッチ推進事業等の規模縮小 ・富山湾流動解析プログラム構築事業等の廃止
(株) 富山県産業高度化センター	・役員室転用等賃貸スペースの拡張等収入増対策 ・隣接施設（総合デザインセンター）との共同委託（清掃等）による経費節減
(財) 富山会館 (赤坂会館運営事業)	・管理運営費（人件費、飲食材料費等）の削減 ・長期研修者の宿泊料金の見直しなど収入増対策実施
(社) 富山県農林水産公社	・県が「公社営林経営改善検討委員会」を設置し分収造林事業の経営改善を検討
(財) 花と緑の銀行	・花苗、緑化苗木の配布数、行事内容等の見直しによる経費節減 ・執行体制の見直しによる人員削減
(財) 富山県業務公社	・「富山県建設技術センター」へ名称変更 ・市町村の公共事業執行を補完する技術支援事業実施
(財) 富山県ひとつづくり財団	・県助成事業の廃止・縮小による自主事業重点化 ・県からの職員派遣の縮小

(イ) 具体的対応について引き続き検討を行う団体（8）

団体名	検討内容
(財) 富山県女性財団	・自主財源の確保と自立した事業実施の検討
(財) 富山県健康スポーツ財団	・集団検診事業（自主事業）と施設内検診事業（県委託事業）との一体化による効率的運営検討
(株) 富山県総合情報センター	・2年後の情報工房廃止に伴う空きスペースの活用方策と運営体制の検討
富山県いきいき物産（株）	・経営財務分析を行うとともに、売上増加策や経費節減策の検討 ・「いきいき富山館」の移転拡張に合わせた店舗の拡充、アンテナショップ機能の強化の検討
(財) 富山勤労総合福祉センター (とやま自遊館、いこいの村運営事業)	・不採算部門の具体的な経営改善策、施設運営の方について検討会で検討

(財) 伏木富山港・海王丸財団	・海王丸保存活用事業について、総帆展帆運営体制の効率化を検討
(財) 富山県民福祉公園	・指定管理者として事業の一層の効率化による経費節減とサービス向上のための職員の資質向上
(財) 富山県公営企業振興団	・受託事業の見直しに合わせた組織形態の簡素化、効率化の検討

【富山県行政改革推進会議から提言された外郭団体の見直しの視点】

① 団体の廃止

- ア 事業の必要性や団体で実施する意義を十分点検し、団体の設立目的が既に達成された団体や存続意義がなくなっている団体は、廃止を検討する。
- イ 多額の累積欠損や資金収支不足を有し、将来的にも経営の健全化を図ることが困難と認められる団体は、廃止を検討する。
- ウ 民間と事業が競合しているか、民営化により事業の効率性が一層図れると認められるものについては、民間が実施することとし、団体の廃止や団体そのものの民営化を検討する。
なお、廃止等ができない事業が一部ある場合は、他の団体等への事業移管等を検討する。

② 団体の統合・事業の移管

設立目的や事業内容、活動分野等に類似点がある団体については、統合や事業の移管による管理部門の縮小、事業執行の効率化を検討する。

③ 経営の改善

多額の累積欠損や借入金を有するなど経営状況に課題のある団体のうち、経営改善の方法を検討し、経営再建が可能と認められるものについては、経営の改善を強力に進める。

④ 事業の縮小等

ア 経済社会情勢や県民ニーズの変化等により、事業の意義が低下している事業については、見直しや縮小、廃止を検討する。

イ 市町村や民間等で同種の事業が実施されているものは、廃止を検討する。

⑤ 運営の改善

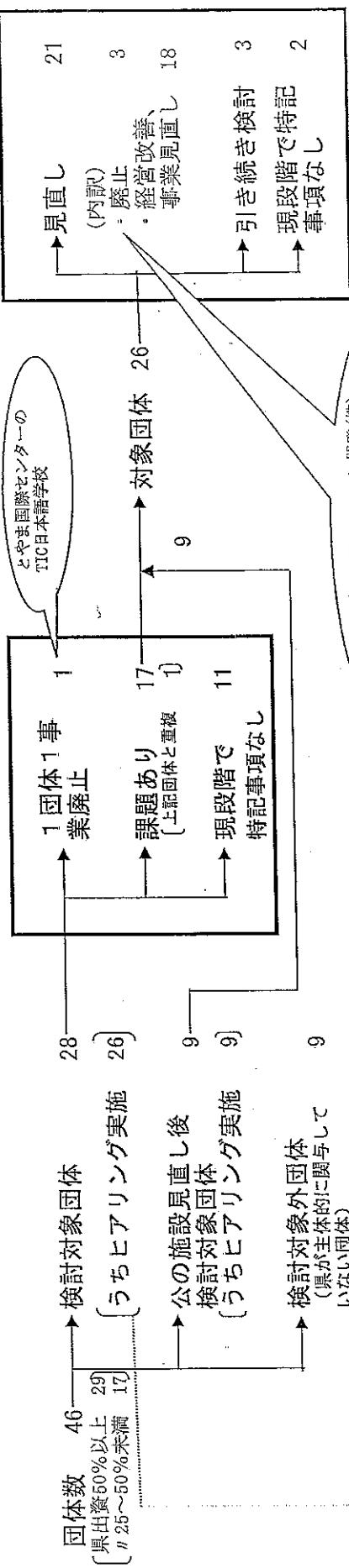
職員の削減や事業の効率的な執行、受益者負担の適正化など運営の改善、効率化を図る。

⑥ 県の関与の廃止等

公的支援の必要性について再点検し、団体の自立性を高める観点から、人的、財政的支援の縮小、廃止を検討する。

富山県行政改革推進会議での外郭団体の検討状況

【緊急提言】



どやま国際センターの
TICJ日本語学校

立山麓リエーショングループ(株)、
(財)富山県福祉事業団、
(財)富山県いきいき長寿財団

- ＜ヒアリング対象外団体選定基準＞
- ・累積次損金を有しない
 - ・長期借入金の残高が1億円未満
 - ・県の財政的支援（委託料及び補助金の合計）が1億円未満
 - ・事業の規模が小さく、いずれも1千万円未満
 - ・団体が実施する事業が実施する

8 地方公営企業の見直し

(1) 基本的な考え方

企業局では、これまで、電気事業、水道事業、工業用水道事業並びに駐車場事業・スキーチャー事業の地域開発事業を通じ、県民生活の向上や富山県の発展を支えるうえで大きな役割を果してきた。

しかしながら、電力自由化をはじめとした規制緩和の進展や「官から民へ」の流れなど、公営企業をとりまく環境は大きく変化しており、17年度末で県営としてのスキーチャー事業を廃止することとしたところである。

今後とも、経営の健全化に努め、一層の組織のスリム化や効率的な業務運営を行うとともに、企業局組織や事業のあり方の見直しなど、公営企業による経営の抜本的見直しを進める。

(2) 経営改革の推進

<電気事業>

① これまでの取組み状況

- ・各水系毎に1管理所で運転する遠方制御方式の採用（S53）
- ・4水系16発電所の運転監視業務を発電総合制御所に一極集中化
(H6～H8、▲18名)
- ・企業局管理ダムの堰堤監視業務に遠隔制御機器を導入し、配置人員見直し
(H12～H13、▲10名)
- ・発電総合制御所の交替制職員の勤務体制見直し
(H11：15名体制→H12：12名体制→H17：10名体制)

② 今後の取組み

電力自由化の目標年次である平成22年4月をにらみながら、一層の組織のスリム化と効率的な事業運営に努めるため、現在の4発電管理所の統合や業務の民間委託などに取り組む。

<水道事業>

① これまでの取組み状況

- ・水道管理所の運転監視業務の一部委託
- ・水質自動監視装置の整備（H13）

② 今後の取組み

これまで、市町村受水団体に対し、安全でおいしい水を供給してきたが、今後さらに低廉な水を安定的に供給するため、運転監視業務の委託の拡大など事務事業の見直しを行うとともに、現在の和田川水道管理所及び子撫川水道管理所の両浄水場の統合についても検討する。

<工業用水道事業>

① これまでの取組み状況

- ・管理所の運転監視業務の一部委託
- ・神通川工業用水道事業を和田川工業用水道事業に統合（H10）
- ・神通川浄水場の運転休止（H11一部休止、H12全面休止）
- ・和田川浄水場の場外施設、利賀川工業用水道の取水・配水施設の保守管理業務の外部委託（H16）

※附帯事業（ゴルフ練習場事業）

- ・旧神通川工業用水道管理所の未活用地の有効活用として、ゴルフ練習場事業を附帯事業として実施（H3）
- ・夜間営業時間の延長（H11：～22時→～23時）
- ・フロント及び集球業務体制の見直し（H14：フロント係削減（平日2人→1人）の通年化、集球作業削減（4回／週→3回／週））

② 今後の取組み

- ・富山八尾中核工業団地工業用水道事業の保守管理業務の外部委託の検討

※附帯事業（ゴルフ練習場事業）

- ・平成18年1月、行革推進会議から廃止について検討すべきとする第一次提言があったことをふまえ、廃止も含めたゴルフ練習場事業のあり方について検討していく。

<地域開発事業>

① これまでの取組み状況

【駐車場事業】

- ・富山中央駐車場開業に伴う、富山駐車場の無人化及び24時間営業化（H4）
- ・高岡駐車場の24時間営業化（H6）
- ・高岡駐車場における料金体系の見直し及び昼間定期券の新設（H14）

【スキー場事業】

- ・リフト料金の見直し（H1、3、6、16）、新券種の追加（H12、14、16）、駐車場無料化（H13：試行、H16：実施）
- ・スキー場地代の引き下げ（H12、15）
- ・外部有識者等で構成する県営スキー場のあり方検討委員会による、今後の経営のあり方についての検討（H15）
- ・府内関係課による県営スキー場のあり方検討連絡会議による、今後のスキー場事業の進め方についての具体的検討（H16）

② 今後の取組み

【駐車場事業】

- ・平成18年1月、行革推進会議から廃止や民間移譲について検討すべきとの第一次提言があったことをふまえ、廃止・移譲も含めた駐車場事業のあり方について検討していく。

【スキー場事業】

- 平成17年9月、行革推進会議から県営スキー場を廃止すべきとする緊急提言があり、これを受けて県行財政改革推進本部会議において緊急提言の実現に向けて取り組むこととし、県としては17年度末で県営としてのスキー場事業を廃止することとした。

(3) 定員管理

① これまでの取組み状況

平成11年4月1日～平成17年4月1日の純減実績（対H11.4.1の純減率）

(単位：人、%)

区分		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
企 業 局 全 体	電気職	94	91	90	88	88	87	83
	その他の職	58	59	59	54	53	53	52
	小計	152	150	149	142	141	140	135
	現業職	42	38	38	38	36	34	29
	合計	194	188	187	180	177	174	164
	対11年度増減数	—	▲6	▲7	▲14	▲17	▲20	▲30
対11年度増減率		—	▲3.1	▲3.6	▲7.2	▲8.8	▲10.3	▲15.5

② 今後（平成22年4月1日まで）の定員管理の基本的考え方

ア 一般行政部門における定員適正化計画（平成17年度から5年間で職員数を10%削減する）をふまえ、企業局としても事務事業の抜本的見直しを行い、局全体として大幅な職員数の削減に努める。

イ 局全体の定員削減の実施にあたっては、組織のスリム化や業務の見直し等を行なながら進める。

- 電気事業については、関係機関との協議を進め、現在の4発電管理所を統合し、業務の効率化や発電所の保守・管理業務等の民間委託などを行う。
- 水道事業及び工業用水道事業については、電気事業における発電管理所の統合による合理化の進捗状況をふまえ、水道管理所の統合や運転監視業務の見直し等を検討する。
- 地域開発事業については、スキー場事業廃止に伴う事務処理の進捗や駐車場事業の廃止・移譲の検討状況等を見極めながら適正な職員数のあり方を検討する。

ウ 定員管理については、事業毎ではなく企業局全体として行っていることから、今後の目標設定にあたっては、退職者の見込み等を勘案し、次の方針で行う。

- 電気職は、平成18年度末以降その退職者数が増加し、平成21年度末にピークを迎えるが、極力、新規採用を抑制する。

電気職の退職者数見込み（企業局全体）

H17	H18	H19	H20	H21
5人	9人	5人	7人	11人

- 現業職については、再雇用（再任用）終了後は不補充を原則とする。

- ・事務職、土木職等については、事務事業の見直しの動向をふまえて、定員の削減に努める。

(4) 給与の適正化

① これまでの取組み状況（直近の見直し内容等）

知事部局と同様に、「高齢層職員昇給停止」、「退職手当の支給率の見直し」、「技能労務職の給与の見直し」、「給料の減額措置」及び「退職時特別昇給1号の廃止」を行ったほか、次のとおり「業務手当の見直し」を行った。

ア 業務手当の見直し

業務手当について、支給率を段階的に引下げ（H14年4月施行）

出先：技術職員等 H13:15% → H14:13% → H15:11% → H16:9%

出先：その他職員 H13:15% → H14:11% → H15: 7% → H16:3%

本局：全職員 H13:10% → H14: 7% → H15: 4% → H16:2%

② 今後の取組み

知事部局と同様に、「給与構造の抜本的な見直し」、「勤務実績の給与への反映」及び「退職手当の支給率の見直し」を行うほか、次のとおり「業務手当の廃止」を行うなど、諸手当の適正化に努める。

ア 業務手当の廃止（平成18年4月から段階的に支給率を引き下げ、平成20年4月完全廃止）

出先：技術職員等 H17:9% → H18:6% → H19:3% → H20:廃止

出先：その他職員 H17:3% → H18:廃止

本局：全 職 員 H17:2% → H18:廃止

イ 通勤手当の見直し

出先機関へ自動車通勤する職員の通勤手当の支給基準を、本局へ自動車通勤する職員の支給基準と同様とすることについて、検討を進める。

(5) 経費節減等の財政効果

① これまで（平成11年度から平成17年度まで）の取組み状況

ア 収入関係（効果額 5百万円の増収）

- ・高岡駅前西再開発ビルに入居する県営施設に係る料金収入の確保（駐車場事業：H16）

イ 支出関係

（ア）人件費削減（効果額 平年度ベース326百万円、eは3年間計73百万円）

a 職員削減 30名削減

b 給与等削減

- ・昇給運用措置見直し（企業局への採用・異動時の3短、5級及び6級昇格時の前倒し措置をそれぞれ16年度から廃止）
- ・業務手当の見直し（14年度から3ヵ年にわたる支給率の段階的引下げ）

- c スキーシーズン臨時職員賃金の引き下げ（スキー場事業：H13）
 - d スキー場職員の勤勉手当削減（スキー場事業：H15）
 - e 給与の一定期間減額措置（17年4月から3年間、管理職▲5% 一般職員▲3%）
- (イ) 組織の統廃合（効果額183百万円）
・神通川工業用水道事業を和田川工業用水道事業に統合し、神通川浄水場を運転休止（H12）
- (ウ) 民間的経営手法の導入による事務事業費削減（効果額9百万円）
・和田川浄水場の場外施設保守管理業務の外部委託（工業用水道事業：H16）
- (エ) その他
・スキー場地代引き下げ（スキー場事業：H12、H15）
効果額 H12：12百万円、H15：8百万円
・高利企業債の繰上償還による金利負担の軽減（水道事業：H10 工業用水道事業：H11） 効果額 H10：144百万円、H11：661百万円

② 今後（平成22年4月1日まで）の経費節減等の目標

- ア 人件費削減
(ア) 職員削減
 - ・電気職は、極力、新規採用を抑制する。
 - ・現業職については、再雇用（再任用）終了後は不補充を原則とする。
 - ・その他の職員（事務職等）については、業務見直し等を検討のうえ、削減に努める。
- (イ) 給与等削減
 - ・業務手当の廃止（平成18年4月から段階的に支給率を引き下げ、平成20年4月完全廃止）
（効果額33百万円）
- イ 事業廃止
 - ・平成17年度末で県営としてのスキー場事業を廃止する。
（効果額 単年度約100百万円の赤字解消）

9 中央病院の見直し

(1) 基本的な考え方

県立中央病院では、がん、脳卒中、心筋梗塞等の高度・先進的医療や救急医療、周産期医療の充実を図るとともに、骨髄移植、腎移植や不妊治療等にも積極的に取り組み、県民の健康や福祉増進を図る上で大きな役割を果たしてきた。

しかしながら、少子高齢化等を背景とした国の医療制度改革の進展、医師・看護師の不足、深刻な県財政等病院事業を取り巻く環境は大きく変化しているところである。

今後とも県立中央病院が県の基幹病院として高度先進的医療や政策医療を将来にわたって安定的に提供していくため、効率的な業務運営を確保するとともに、政策医療の必要性や効果等について適切に評価を行い、経営改善を進める。

(2) これまでの取組み状況

平成4年の新病院建設以降、医事業務や調理業務をはじめ、民間でできるものについては民間委託を推進してきた。

- ・医事業務、調理業務、助手業務については、順次委託拡大を図ってきている。
- ・保育所業務については平成6年度から、電話交換業務については平成8年度から、それぞれ全部委託としたところである。
- ・守衛業務については委託拡大を図ってきたが、平成19年度から全部委託とする予定である。

さらに、第一次中期経営計画（H13～H17）に基づき、次のとおり公営企業としての経済性を發揮しつつ経営の安定化に取り組んできた。

- ① 組織の再編（H14）
 - ・事務局4課制→3課制（▲2名）
- ② 経営収支の改善（H12→H17）
 - ・医業収入の増（+317百万円）
 - ・累積欠損金の削減（▲1,264百万円）
 - ・職員給与費対医業収益比率の減（▲1.2ポイント）
- ③ その他改善事項（H12→H17）
 - ・紹介患者率（24.6%→38.0%）
 - ・院外処方率（47.9%→87.4%）
 - ・平均在院日数（19.8日→14.7日）

(3) 今後の取組み

第二次中期経営計画（H18～H22）に基づき、次のとおり経営管理体制の強化、医業収益の確保、費用の削減、業務の再配分と職員配置の適正化等を推進し、自立性の高い病院運営の実現を図る。

- ① 新情報システムを活用した経営分析の充実、改善の推進

- ② 平均在院日数の短縮と病床利用率の確保（実患者数の増加）
- ③ 紹介・逆紹介推進による外来患者数適正化と検査・治療の高度化
- ④ 新物流システム（S P D）導入、後発医薬品採用による材料費削減
- ⑤ 調理業務等現業部門を中心とした委託の推進による人件費の抑制
- ⑥ 地方公営企業法の全部適用や地方独立行政法人化等経営形態のあり方についての検討